

東京純心大学における公的研究費に関する行動規範

平成27年3月7日

理事会承認

(一部改正：平成28年10月1日)

東京純心大学の学術研究業務における社会からの信頼を確保するため、研究等を遂行するための行動規範を次のとおり定める。本学の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令、関係規則、学内規程、事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、社会に対する説明責任を果たすものとする。
- 2 研究者等は、公的研究費は国民の税金やその他の善意による支援を原資としたものであることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用・目的外使用・期間外使用など不正な支出は行わない。
- 3 研究者等は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
- 4 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正が本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める「東京純心大学 公的研究費の管理・監査及び研究活動不正防止に関する規程」を熟知するとともに、相互理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用及び研究活動における不正を未然に防止するよう努めなければならない。